

## 2022年度 臨床実習受け入れに関する新型コロナウイルス対策について

日本赤十字社長崎原爆病院

### 1. 実習開始 2週間前からの感染予防対策

- 1) 海外渡航はしない。
- 2) 国内の新型コロナウイルス流行地域へ行かない。流行地域在住者との接触を控える。
- 3) 不要不急の外出は控える。  
外出する必要がある場合は、人混みを避けるよう場所や時間帯を考慮する。  
閉鎖された空間に長時間滞在しない。  
複数での会食はしない。(いずれかの自宅に集まり会食することも含む)  
不特定多数の人と接するようなアルバイトはしない。
- 4) 基本的な感染症予防対策を徹底する。  
頻回な手洗い（帰宅時は必須）やアルコール手指消毒、うがい、マスクの着用などを励行する。  
特に、公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、帰宅後はすぐにマスクを外し、手をよく洗う。
- 5) 体調管理を徹底する。  
十分な休息や食事をとる。体温  $37.5^{\circ}\text{C}$ 以上の発熱や風邪症状等が続く場合は、医療機関への相談を行う。  
流行地域から来られた方と接触後、上記の症状があった場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談する。
- 6) その他、各教育機関の指示を遵守する。

### 2. 実習期間中の感染予防対策

- 1) 朝・昼に検温と体調確認を行い、記録を残す。（用紙は教育機関または病院作成のもの）  
体温  $37.5^{\circ}\text{C}$ 以上の発熱（平熱より  $1^{\circ}\text{C}$ 以上高い場合も含む）や、下記の風邪症状等がある場合は病院へ入らない。  
のどの痛み・咳・痰・息苦しさ・体のだるさ・味覚障害・嗅覚障害
- 2) 感染の可能性が高くなる行動を避ける。  
県内・外の新型コロナウイルス感染症流行地域へ行かない。  
県内・外の流行地域在住者との接触をしない。  
不要不急の外出は控える。  
外出する必要がある場合は、人混みを避けるよう場所や時間帯を考慮する。  
閉鎖された空間に長時間滞在しない。  
複数での会食はしない。(いずれかの自宅に集まり会食することも含む)  
不特定多数の人と接するようなアルバイトはしない。
- 3) 基本的な感染症予防対策を徹底する。  
手洗いやアルコール手指消毒、うがい、マスクの着用（各自準備）などを励行する。

病院到着時、実習部門部署到着時、実習中、食事前、実習終了時、帰宅時など

\* 公共交通機関利用時に使用したマスクは、病院内実習時に使用せず交換する。

外したマスクはビニール袋等に入れて持ち帰り、更衣室のゴミ箱には破棄しない。

4) 実習生更衣室や休憩室の利用時の感染機会を減らす。

速やかに更衣を行う。大きな声で話さない。食事の際は対面を避けできるだけ（2m 以上）間隔を空ける。換気を行う。

5) 実習中は、1 回に患者と接する時間の目安を 15 分程度とし、横並びや斜め、互い違いに座る等、可能な限り対面を避ける。

6) カンファレンスや記録の際、密にならないように工夫する（場所や時間など）

7) その他、前述 1 に記載した感染予防策を継続するとともに、各教育機関の指示を遵守する。

### 3. 新型コロナウイルス感染が疑われた場合の対応

#### 1) 病院内実習時間中

実習担当部門より教育機関へ連絡する。

実習生は、速やかに帰宅し、教育機関と連絡を取り指示に従う。

病院内では、各実習担当部門から感染管理者と教育研修推進室マネージャーへ報告する。

#### 2) 実習時間以外

平日実習の朝：実習生は実習担当部門へ連絡するとともに、教育機関へ連絡し、教育機関から実習担当部門へ連絡、その後の対応を検討する。

看護学生の場合は、実習に同行している各グループ担当教員から実習部署・看護部へ連絡する。

夜間・休日：学生は教育機関へ連絡し、教育機関から病院の事務日当直へ連絡を入れる。

病院内では、実習担当部門への連絡とともに、夜間休日の連絡網に沿って対応する。

3) 感染が疑われ実習を中断した場合、教育機関は、病院の実習担当部門または事務日当直へ受診結果等を連絡する。

4) 実習生や同居者が濃厚接触者と指定された場合、学生は速やかに教育機関に届け、教育機関から病院の実習担当部門または事務日当直へ連絡する。

### 4. 実習受け入れ中止の可能性のある状況

下記の状況の場合は、病院内で検討し、各教育機関へ連絡・調整を行う。

- ・実習担当部門の職員の感染が確認された場合
- ・病院の入院患者もしくは職員の感染が確認された場合
- ・長崎医療圏（長崎市・西海市・西彼杵郡）で多数の感染者が確認された場合やレベル 2-Ⅱ（旧ステージ 4）への上昇があった場合
- ・教育機関内の学生・職員の感染が確認された場合
- ・教育機関地域で多数の感染者が確認された場合
- ・実習生や同居者が濃厚接触者と指定された場合
- ・感染対策が遵守されていないことが確認された場合

以上